契約条項 P-7150_210118

甲は、「無線 LAN 導入パックⅡ」(以下、本サービスという)を、以下の条項にもとづき乙に依頼するものとします。

1. 本サービスの内容は次のとおりとします。
   (1) システム構成ならびに環境設定条件の相互確認。
   (2) 相互確認したシステム構成による無線LAN環境の設定。ただし、システムの構成は、無線 LAN アクセスポイント1台、クライアント端末1台とする。なお、クライアント端末において必要となるパスワード等の設定および入力に関しては、甲が実施する。
   (3) 環境設定後の機能説明。
   (4) 無線 LAN 環境の設定書の提供
2. 前項に定める無線 LAN アクセスポイントの設定は、乙所定の条件にもとづいて実施するものとし、設置場所は甲が指定するものとします。
3. 第 1 項に定める無線 LAN アクセスポイントおよび/またはクライアント端末の設定台数を追加する場合、追加する台数は、注文書に記載のとおりとします。
4. 甲は、無線 LAN 環境の接続を確認し、受領証等を乙に交付するものとします。
5. 受領証等の交付により、本契約は完了するものとします。
6. 甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本契約の対価(以下、マルチベンダーサービス料金という)を乙に支払うものとします。
7. 設定書に誤植，落丁，棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合、乙は、設定書の納入から 3 ヵ月間は無償でその不具合を修補しもしくは代替品を納入します。
8. 甲のオフィスレイアウトや外来波などの外的要因により無線接続の環境は変動するため、無線接続のトラブル(クライアント端末固有の接続障害を含む)に関する問合せおよび作業等は本サービスの対象外とします。
9. 甲および乙は、相手方から秘密情報である旨指定されて開示された情報(以下、秘密情報という)を自己における秘密情報と同等以上に管理、使用するものとします。ただし、次のいずれかに該当する情報はその範囲から除くものとします。
   (1) 甲または乙が相手方から提供される以前に合法的に知っていたことを立証した情報
   (2) 甲または乙の違反行為によらず、出版物その他によって公知であるか公知となった情報
   (3) 甲または乙が独自に開発したことを立証した情報
10. 前項の守秘義務は、本契約完了後 3 年間有効に存続するものとします。
11. 甲および乙は、相手方が管理する顧客、従業員等の個人情報(個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項の個人情報の定義に該当する情報をいう。以下同じ)であって、本契約に関連して知り得た情報(以下、個人情報という)を第 9 項に定める秘密情報の一部としてこれを取り扱うものとします。
12. 甲および乙は、個人情報の全部または一部が、第 9 項但書の各号の一に該当するものであっても、第 9 項但書の定めは適用せず、これをそれぞれ秘密として取り扱うものとします。
13. 第 10 項の存続期間にかかわらず、本契約完了後も個人情報には第 9 項の規定が有効に適用されるものとします。
14. 本契約の実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、甲から受領したマルチベンダーサービス料金を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。
15. 第 6 項乃至第 14 項は、本契約完了後も有効に存続するものとします。
16. 乙が、乙の責によらず第 1 項のサービスに着手または完了できなかった場合においても、甲はマルチベンダーサービス料金を支払うものとします。

以上